

平成28年度 伊予市国民健康保険運営協議会（第1回）会議録

日 時 平成28年5月24日（火）14時～15時22分

場 所 伊予市生涯研修センター 第1研修室

出席委員 ○被保険者を代表する委員

田中昭、西田宏、花岡正文

○保険医又は保険薬剤師を代表する委員

坂本勇人、佐々木典彦、灘部勝輝

○公益を代表する委員

武智実、日野猛仁、水田恒二、大野鎮司

○被用者保険を代表する委員

壺内宗孝

事務局 市民福祉部長 西川重子

税 務 課 課長 藤本直紀、課長補佐 大山真理

市 民 課 課長 米湊誠二、課長補佐、泉一人

主査 栗岡大樹、主任 中須賀重太郎

健康増進課 課長 渡辺悦子、課長補佐 戸谷香代子

○武智 実会長 それでは、早速議事に入ります。

本日は、委員14人中11名の御出席をいただいておりますので、伊予市国民健康保険条例施行規則第6条第1項の規定により、この会議は成立をいたしておりますことをまずもって御報告をいたします。

議案の審議に先立ちまして、本日の議事録署名人の選出をいただきたいと思います。

甚だ恐縮に存じますが、私のほうから指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武智 実会長 それでは、被保険者を代表して花岡正文委員と保険医または保険薬剤師を代表して佐々木典彦委員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号平成28年度伊予市国民健康保険税（医療給付費分）の税率についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

○米湊市民課長 それでは、失礼いたします。着座にて御説明をさせていただくことを御了解いただきたいと思います。

○武智 実会長 はい、どうぞ。

○米湊市民課長 それでは、議案の説明の前に、本市の国民健康保険の状況につきまして御説明を申し上げます。事前にお送りしております資料をお願いいたしたいと思います。

14ページをご覧くださいと思います。

14ページの上段の国民健康保険世帯数の推移ですが、平成24年度以降も減少傾向となっておりまして、昨年と同時期を比較いたしますと、5,914世帯が5,846世帯、68世帯の減、そして1.2%の減ということになっております。平成28年度は、伊予市の全世帯のうち加入率が約37%となっております。

次に、下段の被保険者数の推移ですが、一般、退職者、被保険者とも平成24年度以降も減少傾向にありまして、昨年の同時期と比較いたしますと、被保険者数合計で1万96人が9,779人、317名の減、3.2%の減ということになっております。なお、平成28年度は、伊予市の人口のうち加入率が25.7%となっております。

次ページをごらんください。15ページでございます。

一般被保険者分の全体及び1人当たりの主な保険給付費の推移を記載しております。療養給付費、療養費、高額療養費の合計が、平成24年度から昨年度まで年々増加傾向になっておるのはご覧のとおりでございます。特に、平成27年度におきましては、昨年度よりも10.6%の大幅な増加となっております。この原因は、平成27年度にC型肝炎治療に新薬が相次いで承認されまして、C型肝炎患者の多い本市におきましては大幅に保険給付費が急騰したためであります。なお、平成28年度の療養給付費、療養費、高額療養費につきましては、昨年のC型肝炎の新薬の投与が年度内に収束に向かうものと想定しまして、ほぼ同額の35億2,200万円を見込んでおります。

続きまして、16ページ、介護2号被保険者介護納付金一人当たり負担額及び介護2号被保険者数の推移でございますが、御承知のとおり40歳から64歳までの方が2号被保険者となります。全国において、介護保険制度に要した給付費額のうち、国の決めた割合28%を各保険者の2号被保険者が負担することとされております。2号被保険者数に応じて、国において納付額が定められております。年々、介護納付金額も増加傾向で推移をしております。また、介護2号の被保険者数につきましても減少傾向になっております。

続きまして、17ページをお開きください。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算額でございますが、平成27年度決算見込み額におきましては、先ほど説明を申しましたとおり、保険給付費の急激な増加によりまして、歳入の下から4段目、他会計繰入金というのが6億2,477万7,000円ありまして、そのうち歳入不足の赤字補填としまして、現時点で一般会計から3億167万7,000円の繰り入れを行いまして、なおかつ1,891万1,000円を平成28年度より繰上充用を行うことといたしておるところでございます。

このような状況でございますので、医療費の増加等により、今後の国保運営につきましては財政的に非常に厳しい状況であるということを御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、伊予市国民健康保険の状況を踏まえまして今回の提案をさせていただきたいと思っております。なお、国民健康保険の保険税は、医療費等の歳出額を推計し歳出総額を決定し、そこから国県支出金、交付金等の見込み額を、一般会計からの繰入金等の収入見込み額を控除した額に対して税額を求めています。

また、国民健康保険特別会計は、一般会計と異なり支出額に応じて収入を確保しなければならず、一般会計のように、年度途中で収入の見込みに減少が見込めれば節約とか事業縮小という収支の調整ができません。収入がないからといって支出を抑えることができないということの性質を持っております。

それでは、本題の議案説明に移りたいと思います。

資料の1ページをごらんください。

議案第1号の平成28年度伊予市国民健康保険税（医療給付費分）の税率についてですが、改正の趣旨につきましては、保険給付費の増額に対して必要額を確保するために税率の改正を行うことといたしました。なお、加入者の急激な負担増を避けるために、一般会計からの赤字補填繰り入れも行うことといたしております。

それでは、2ページをお願いいたします。

国民健康保険税の算定のための必要額を算出したしております。

まず、医療給付費分の歳出につきましては、主なものといたしまして、総務費、保険給付費、前期高齢者納付金、保健事業費、前年度繰上充用金で、保険給付費につきましては35億5,324万9,000円、これにつきましては療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費、出産育児一時金等が含まれております。最終的に、歳出総額の見込みでございますが、歳出合計が36億2,714万1,000円が医療給付費の分の歳出見込みとなっております。

歳入につきましては、国庫支出金9億4,529万円を初めとして、県からの支出金、支払基金からの療養給付費交付金、共同事業の負担金、前期高齢者交付金、国民健康保険税滞納繰越分、その他の収入ということで計上いたしております。

また、一般会計繰入金の助産費等につきましては、法定繰り入れを主に1億6,063万7,000円計上いたしております。一般会計の繰入金の赤字補填は、被保険者の大幅な負担増を避けるために、赤字補填分といたしまして一般会計から1億2,100円の補填繰り入れを予定いたしております。

歳出合計見込み額は36億2,714万1,000円ですが、歳入見込み額が28億4,191万5,000円を差し引いた額7億8,522万6,000円が、国民健康保険税の一般医療分として必要な額となりますが、滞納等の発生を見込みまして全額収納とならないので、過年度の状況を勘案して

徴収率を94%と見込んで、最終的には8億3,534万7,000円が調定必要額となります。この必要額を確保するために、税率を改めるものでございます。

1 ページにお戻りいただきたいと思います。

現行税率、改正案、増減を計算いたしております。応益割、均等割、人数割につきましては、1人当たり4,400円の増で2万9,000円、平等割、これ世帯当たりでございますが4,300円増の2万8,500円、応能割、これ所得割になるわけですが、0.5ポイント増加させて10.5%とさせていただく改正案でございます。

なお、課税の内容につきましては税務課のほうより説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で市民課からの説明を終わらせていただきます。

○藤本税務課長 失礼します。それでは、私のほうから税率の説明をさせていただきます。

その前に、課税方法について簡単に御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○武智 実会長 どうぞ。

○藤本税務課長 5 ページをごらんください。

これは、国民健康保険税の医療給付費分の算出方法を示したものです。国民健康保険税は、この医療給付費分のほか、9 ページの後期高齢者支援金分、13 ページの介護納付金分の3つの項目により構成されており、いずれの項目も応能割と応益割との合算により算出されます。応能割とは、担税力、つまり税を負担する能力に対応した課税部分であり、所得に応じた所得割となります。一方、応益割とは受益に応じた課税部分であり、被保険者1人ごとに一律の負担を求める均等割と、加入世帯ごとに一律の負担を求める平等割との合算になります。医療費が同じであれば全国どここの自治体でも同程度の国保税になるよう、この応能割と応益割との標準割合は50対50と定められており、なるべくこれに近い割合になるように調整しております。

また、応能割額と応益割額との合算額には限度額が設けられており、5 ページの医療給付費分では、ページの一番下に記載しておりますとおり、地方税法の施行令の改正によりまして、今年度は昨年度より2万円上がって54万円、9 ページの後期高齢者支援金分では、昨年度より2万円上がって19万円、13 ページの介護納付金分は据え置きとなり、医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた国保税総額では、昨年度から4万円上がって89万円となりました。

一方、一定の所得額を下回る世帯については、その世帯の平等割額と世帯に属する被保険者の均等割額とを軽減する制度があります。資料にはありませんが、先ほどの限度額の見直しと同様、今回地方税法施行令の国保税軽減基準の見直しにより、2割軽減と5割軽

減の対象者の拡大が図られることとなりました。これを平成27年度分で試算しますと、2割軽減から5割軽減に移る世帯が10世帯22人、軽減のかからなかったもので、今回の改正により新たに2割軽減になる世帯が39世帯76人となりました。

それでは、3ページをお開きください。

医療給付費分の税率について説明いたします。

表頭、参考としております一番左の列が平成27年度の本算定で求めた税額で、その右側が現在の被保険者数及び世帯数と、それに対応する所得額をもって現行税率で試算したもの、その右側が、先ほど市民課長のほうから説明がありました必要額8億3,534万7,000円を国保税で賄うために今回改正しようとする案を示しております。この表の見方ですが、真ん中に平成28年度分を現行税率で試算の、表側で中ごろにあります賦課総額7億5,183万1,951円が、現行税率を据え置いたものとして平成28年度を試算した国保税の医療給付費分の総額で、その下の4. 必要額8億3,534万7,000円は、前のページの一番下の金額と同額で、市民課が医療費等の見込み額から試算した必要国保税額です。その下の過不足はそれらの差し引きで、ここでは8,351万5,049円不足するという結果になってしまいました。

この結果を受けまして、必要額を満たすことができるように現行の税率に手を加えたのが、その右側の列の改正案でございます。改正案では、均等割額を1人4,400円増額し、年額2万9,000円に、平等割額を1世帯4,300円増額して年額2万8,500円に、所得割額の税率を0.5ポイントアップして10.5%で試算しております。これにより、賦課総額は8億3,242万9,349円となりまして、過不足では291万7,651円の不足が生じております。ただ、現時点では市民税の所得データが全て入ってるわけではありません。例年、7月の本算定時には相当額の税額が上積みされてまいります。このことから、この291万円余りの不足額は、本算定において吸収できる金額であると判断しております。

また、1人当たりの負担額から下段の数字につきましても、先ほどの賦課総額と同様、現時点での数値となりますので確定数値ではありません。軽減がかかる前と軽減実施後の比較資料としてごらんください。

次の4ページをお開きください。

医療給付費分について、改正案による影響を所得階層別にシミュレーションしたものです。シミュレーションの条件としましては、1世帯の被保険者数を2人に設定しております。そこで、7割軽減世帯では年間3,900円の増、5割軽減世帯では9,200円の増、2割軽減世帯では1万5,300円の増、軽減なし世帯では1万7,900円から2万6,400円程度の負担増が見込まれます。

以上、医療給付費分に係る国保税の改正案について説明いたしました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○武智 実会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆様の御意見をいただきたいと思います。

○田中委員 この所得になりますか、年収でいったらどれぐらいなんですか。例えば、33万は大体年収でいったら幾らぐらいなるんです。これずっと教えてもらえんですか。

○武智 実会長 藤本課長。

○藤本税務課長 上から33万円の所得では、収入としては98万円、86万円の所得では151万円、129万円の所得では200万円、130万円の所得では216万円、150万円の所得で240万円、200万円で312万円、300万円で444万円の収入となります。

○武智 実会長 ほかにございませんか。

水田委員。

○水田恒二委員 副市長の最初の挨拶の中で、そもそもこれに加入してる方々が非常に経済的に低い立場にある方々が多いんだということで、大変厳しい状況で、副市長なんかも当時現場で、失礼な言い方やけど、課長さんにかわってでもいろいろアドバイスもどんどん受けてくれてよう知ったんやけど、多分この場へ座ってくれたらよく理解していただけると思うんじゃけどが、そういう方々のほうは毎回大変であろうと思うんよね。そういうときに、値上げを申し上げなければならないこの管理、立場も非常に厳しいものがあるかと思うんじゃけどね。この間の一般会計からの繰り入れの流れというか、ここ数年間どんなふうにも、そういう表みたいなのがあれば、直近だけじゃなくて、ここ数年の流れみたいなのがあったら、もちろん市民全体のこともあるから、特定の集団だけに一般会計から繰り入れるということについては、いろいろな面、御意見もあろうかと思うんじゃけど、しかしながら、もともとそういう収入の低い人たちの問題が重要視されると思うんでね。今回ここで何%上げていいですが、最終的にそういう結論になるのが大体今までのパターンでもあるわけやね。まあ、いたし方ないなというのが最終的には。ということで、そのあたりじっくり知っとかんと、そこまで知ってとる人はお手伝いをしてるんやけどもが、まあやむを得ないという格好に普通はなるわけやね。そこのあたりを教えていただいたらと思います。

○武智 実会長 米湊課長。

○米湊市民課長 それでは、17ページのほうをお開きいただきたいと思います。

17ページの歳入のほうの下から4行目の他会計繰入金というのがございます。これはいろいろな繰入金がございます、その中に赤字補填分の繰入金が加わっておりますので、一覧表ははございません。ちょっとあと申し上げますので、よろしいでしょうか。

平成23年度につきましては0円です。平成24年度につきましては6,693万8,074円、平成25年度におきましては7,746万1,556円、次26年度でございますが2,841万3,892円、昨年の平成27年度でございますが3億1,067万6,171円となっております、あと後ほどの説明も

あるわけなんです、28年度におきましては現在の計算では1億3,000万円の繰入金を予定をしている現状でございます。

以上でございます。

○武智 実会長 水田委員。

○水田恒二委員 済いません。他会計からの繰入金で1カ所、26年度にそれぞれ増えていくのはわかるんだけど、増えておりながらも途中からは繰越金という形で残ってないわけやね。ということで、これを1人当たりに対してどのぐらいの、補助という言い方はおかしいけれど、一般会計からの繰り入れによって、ん1人当たりに対してどのぐらい一般会計繰入金がこの会計を支える背景のお世話になっている一般公募の管理者の生活の手助けになっとなんだというふうな形で見ると、ただ単にここに書いてある他会計からの繰入金という形で、少しずつ増えてきよらいね、市としては頑張っていれとんじやということになるのは、確かに見た目にはわかるんだけど、実質的にはそこで入っている人の1人当たりの単価にならんと、本当にやっとなのかどうかというのはわからんのではないかなと思うんじゃないけど、その辺については数字を持っとる。

○米湊市民課長 正式な数字ではございませんが、14ページの下段に被保険者数の推移というのがございます。その被保険者数の推移の中に合計が書いておりまして、減少ぎみだということで説明を申し上げましたが、おおむね1万人の被保険者数がございますので、単純に言いますとその1万で割るということで、1人当たりの単価がでか上がると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○水田恒二委員 ということは、私としてはそこまでは読み込んでなかったんじゃないけども、人数はほとんど変わらない、繰り出しは急激に増えている。だから、1人当たりに対する単価を入れると、補助率は上がってきてるんだというふうに当然理解できた。それは、ずっと先ほどの説明の中にも、今回の話ではC肝等に対する新しい補助の適用があったとか、幾つかのことを言われたけれど、そのあたりますます増えてくる一方というふうに、これは当然理解してええんよね。

このままいけばいつも、どっか天井、どっかとまらんと国保会計自体が破産するんじゃないかというふうに思うんじゃないけどね。我々が最初にこういういうのをタッチし出してからでも、もう何倍にもなってきたらきんね。下手したら、ちょっとした町の一般会計ぐらいこの予算というのはあるんで、心配しとんどすけどね。

○武智 実会長 米湊課長。

○米湊市民課長 ただいまの御質問でございますが、15ページの保険給付費の推移というところがございまして、合計のところではいきますと、平成24、25、26、27とずっと上がってきてるわけなんです、28年度につきましては横ばいということで想定させていただいております。と申し上げますのも、C型肝炎につきましては、ここ4月、5月の保険給付

費がすごく高くなっておりましたが、若干今後減っていく傾向にあるということを感じております。数字的に申し上げますと、5月ごろなんですけどが、治療を終わられた方が48名、投与中の方が30名ということで、5月になりまして新規が11名ということで、新規で始められた方が1月、2月、3月、4月と増加傾向にあったんですけどが、4月、5月になりまして若干減ってきておるところがありますので、先ほど副市長のお話にもあったかと思うんですけどが、若干収束の方向に向かっていくのではないかと考えております。

あと、新薬が昨年5月と9月に認可をされまして、新しくその新薬を使うようになったわけなんですけど、その新薬での9月から5月までの合計で3億8,000万ほどの新薬の医療費が出ております。それが順次収束していくことになると、若干医療費的なものも抑えられるんではなかろうかなと思っておりますし、この新薬を投与することによって、今後中期、長期的に考えていくと、重篤化される方が少なくなっていくということで、収束的には医療費の削減、抑制につながっていくんでなかろうかということを考えております。

以上でございます。

○武智 実会長 田中委員。

○田中 昭委員 すいません、国からの補助って出ないんですか。出るんじゃないんですか、C型肝炎。

○栗岡主査 すいません、事務局から失礼します。通常の補助金では対象とはなっておりません。現在、国のほうに要望としてはあげているんですけども、可能性としてはまだ何とも言えないところです。

○武智 実会長 日野委員。

○日野委員 今回の値上げは、私の感覚の中では27年度のC型肝炎の新薬の関係で膨大に一般会計からの繰入をしないと会計が、いうなればできなかったというような中で、じゃあ28年度は、今後そういった新たな新薬ができたなら、じゃあやっぱしこの国保の運営自体もそのときにも保険料を上げないかんのよというような意味合いなんかなと思うたら、課長のほうからはC型肝炎等々は収束しとるから、逆に言ったらそんなにかからないよというように私には聞こえたんです。ならば、別段上げなくても、だんだんに27年度はそういった形で、非常にC型肝炎の関係で一般会計からも繰り出して非常にしんどかったんですけど、28年度以降別段そういうこともないんだよと私には聞こえるんですが、言うならば上げなくてもいいんじゃないかなというふうに私には聞こえるんですが、そのあたりの御説明をお願いします。

○米湊市民課長 ただいまの日野委員さんの御質問でございますが、確かに今回、昨年同の金額で行うということになりますと、基本的に今年、先ほど申しました3億数千万円の

一般繰入金も入れての状況でございますので、それを入れなければ現状維持ができないというようなことになりますこと、また御理解いただきたいと思います。

○武智 実会長 ほかにございませんか。

水田委員。

○水田恒二委員 本人も出てきている、こちら側に座られている議員３人とも民生文教委員会なんですよ。昨年度、行政視察で新潟県に行った、部長も同じ仲間の、当時は課長として室さん、室さんの後を受けた渡辺さんですが、やはり健康な老人を、老人だけとは限らんのやけど、強いて言えば高齢者のほうが病院にかかる率が高いと思うんでね。長野県なんか、かつては非常にこのあたり、悪い意味で有名なかったんやけど、逆に今は突出した老人医療についていろいろな成果を上げるということで、私の記憶が間違いでなければ、ＰＰＫ運動、ピンピンコロリ、意味はおわかりだろうと思います。そういう運動を長野では一体となって各団体がやって、結構そういう老人医療費なんかについても削減を成功してるというようなことを聞くわけけれどもが、先ほど言った民生文教で見にいったときの、向こうでの健康体操、今度の議会にも提案されましたよね。ああいうのが身をもって成果が上げられるようにして、これは１年、２年でできる問題ではないですね。やっぱり、数年がかりでやって、健康な老人の町、老人の町というのもおかしな話やけど、お年寄りが非常に元気で、どこへ行っても朗らかな顔が見える老人の、そういう住む社会というのをつくるためにも、福祉部長の西川さんとか、直接の当事者の課長である渡辺さんらがね、是非この間のように返事を聞かせていただいて、何年か後には総額がだんだん、これ上がる一方ですよ。このあたり、まず今は、おとしと去年なるんかな、少し横ばいに近いというような格好なんで、この横ばいをしばらく維持して今後は下がっていくというふうにしていくためにもそういう健康な町にすることが値上がりを防ぐ道、ただ単に、最初私は繰入れの話をまず出しましたが、繰入れもやっぱり重要な柱ではあるけれども、繰り入れをしなくても、この会計が維持できる状態をつくり上げていくことのほうに方針を据えて、そのあたりを決意のほどを聞かせていただいて、もし何らかのお考えを持っておられて、私が絶対こういうまちづくりを、健康なまちづくりをするんだという決意の一端を提示していただければと。

当事者の渡辺課長、何かあればね。

○武智 実会長 西川部長。

○西川市民福祉部長 失礼します。大変難しい、ちょっとこれから見通していかなければならない問題だと思っておりますが、現在今年度から、健康ポイント制度で見えるウェルピアの方で実施しております。かなりの反響がありまして、昨日お聞きしたんですが150人から利用しているという状況です。こういうものをどんどん増やしていったら、それぞれのお一人お一人が自分の健康をしっかりと見つめていく、そして早目の受診で健診と

いうふうな啓発活動を、保健センターを通じてどんどん進めていこうと考えております。今現在、健康診断を受けている人たちの人数も少ないのではないかなと思いますので、なお一層力を入れて、皆さん自分の健康は自分で守るという意味でこれから進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○武智 実会長 渡辺課長。

○渡辺健康増進課長 私は、保健センターに来まして1カ月ですので大層なことは言えませんが、健康診査につきましても、いろいろと未受診者に対しまして勧奨等いろいろと手法を変えてやっております。毎年やり方も変えておりますし、少しでも受診していただくように案内はがきの中に返信用封筒も入れたり、そして年度途中にははがきで、毎年同じようなはがきだけの勧奨ではいけないということで、手法を凝らしたり、コールセンターに業務委託しておるんですけれども、そこからまた健診のほうの案内をしたりして、少しずつ特定健診を受ける方も伸びてきております。

そして、まずは健診を受けていただいて、その健診結果に基づいて、早期に疾病予防をしなければいけない方につきましては保健師のほうが個別に訪問、電話での勧奨ということで、特定健康指導、そちらのほうの指導、いろんなプログラムのほう、栄養士や保健師がスクラムを組んで、その方に対して半年、1年かけて栄養指導、運動指導等をさせていただいております。そういうふうに事後の健診結果をもとに指導をしていくことで、重症化予防というものに取り組んでまいりたいと考えております。

そして、健康ポイントにつきましても、今は伊予市は実証実験ということで、ウェルピアのほうのいろいろな御協力をいただいておりますけれども、景品をあてにするのではなくて、1年間運動をするということで、本人のためになるということを自覚していただいて、身近なところで、ウェルピアに行かないけれども身近な近所回りでウォーキングをするというふうなことを習慣づけていただくように、こちらのほうも指導してまいりたいと考えております。

十分なことは言えませんが、保健センターのほうも一丸となって健康づくりのほうに取り組んでおりますので、御理解をいただけたらと思います。

○武智 実会長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中 昭委員 済みません、4ページのことなんですが、私は3年前かに1回、委員になってそのときにも言わせていただいたんですけど、所得に対する負担率から見みると、1番の500万以上の所得の人で負担率で言ったら10.8%なんですね。これが軽減なしの世帯の130万円にしたら14.5なんです、下に下がって14、13.1、12.2、さっき言った10.8というように負担金下がるとるんですね。所得の多い人ほど負担率が下がっている。これって、もう少しいろんな面から考えたら、それだけに合わせた集め方をすべき

でないのかなと思うんですけどね。これ500万で打ち切って10.8というたら、これより上の600万、700万でも10.8ということになってしまうんですよね。そのあたり、もう少し細かにやっていって、徴収をあげていくという方法も担税力という意味で言ったら、そういうやり方もあると思うんですけど、どうでしょうか。

○武智 実会長 藤本課長。

○藤本税務課長 先ほどの田中委員さんの質問にお答えいたします。

負担の軽減率とか最高限度額等は地方税法の施行令で決まってるものなんですけども、繰返しにはなるんですけども、国保税につきましては1年間に必要と見込まれる費用を算出して、それを国や県の支出金、自己負担分、市の一般会計からの繰入金などを差し引いた額で賄うということになっておりまして、加入者全員に支払うという中では、やはり税額を下げる所得改正もあれば上がる改正もある、そのような中で、納税者負担の公平を考慮した額というのが、過去からの積み上げにはなるんですけども、現在の国保税率となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○武智 実会長 いいですか、田中委員。

○田中 昭委員 はい。

○武智 実会長 それでは、御意見がないようでありますので次に移ります。

第2号議案平成28年度伊予市国民健康保険税（後期高齢者支援金分）の税率についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○米湊市民課長 それでは、失礼いたします。説明を申し上げます。

後期高齢者支援金分につきましては全国ベースで算出をされます、後期高齢者保険料納付対象額を県、国等で公費で5割、後期高齢者の方の保険料で1割、残りの4割を各保険者が被保険者数に応じて拠出するものでございますが、提案の趣旨は応能割、応益割ともに平成26年、27年度の税率での据え置きとして提案をするものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の主なものといたしましては、先ほど申し上げました後期高齢者に係る後期高齢者支援金分5億3,136万円が主なものです。歳入におきましては、国県の支出金、支払基金からの交付金及び医療分と同様に、一般会計から赤字補填分といたしまして繰入金を900万円見込みまして、歳入額を調整して税率を据え置きとしております。歳出額総額から歳入総額を差し引いた2億277万円が不足額となりますが、医療分と同様に、徴収率を94%として2億1,571万3,000円が最終的に必要となり、これを一般被保険者と退職被保険者の人数で案分した額が2億733万4,000円、これが一般被保険者の税の必要額となります。

課税につきましては、この後税務課より説明を申し上げます。

○藤本税務課長 失礼します。

それでは、8ページをお開きください。

後期高齢者支援金分につきましても、先ほどの医療給付費分と同様な方法で試算しております。参考として、左の列に平成27年度の本算定結果を示しておりますが、その右側の列で、市民課長が申しましたとおり、現行税率を据え置きとして平成28年度分を試算しております。ここで、「5. 過不足分」を見てみますと91万2,788円の不足となっておりますが、これも医療給付費分の場合と同様に、本算定において吸収できる金額であると判断しております。

このようなことから、事務局といたしましては、後期高齢者支援金分の税率については改正は行わず、均等割額1人当たり6,550円、平等割額1世帯当たり6,550円、所得割額案分率は2.7%に据え置くことといたします。

後期高齢者支援金分に係る国保税の説明は以上でございます。

○武智 実会長 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

御意見をいただきたいと思います。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武智 実会長 御意見がないようですので、次に移ります。

第3号議案平成28年度伊予市国民健康保険税（介護納付金分）の税率についてを議題といたします。

説明を求めます。

○米湊市民課長 失礼いたします。それでは、説明を申し上げます。

介護納付金につきましては、先ほど説明いたしましたように、介護保険制度を支えるために、各保険者の40歳から64歳の2号被保険者が負担することとされており、国保加入者の2号被保険者数に応じまして国において納付額が定められております。提案の趣旨は、応能割、応益割ともに先ほど同様に、平成26年、27年度の税率と同様に据え置きしたいと考えております。

なお、11ページのほうをごらんいただきたいと思います。

歳出といたしましては、介護納付金2億574万2,000円で、歳入の主なものとして国庫支出金、県支出金等を見込み、歳入額を調整して税率を据え置きとさせていただいております。歳出総額から歳入総額を差し引いた6,401万5,000円に、徴収率を94%といたしまして6,810万1,000円が必要額となります。これも、先ほどと同様に、一般被保険者と退職被保険者の人数で案分した額が6,153万3,000円で、介護一般の税の必要額となります。

また、税につきましては税務課より説明を申し上げます。

○藤本税務課長 失礼します。それでは、12ページをお開きください。

介護納付金分につきましても、先ほどの医療給付費分や後期高齢者支援金分と同様な方

法で試算しております。参考として、左の列に平成27年度の本算定結果を示しておりますが、その右側の列で、先ほどの後期高齢者支援金分と同様に、現行税率を据え置きとして平成28年度分を試算しております。今後の医療費等の動向や財源不足の現状を考えますと、事務局といたしましては介護納付金分の税率について改正は行わず、均等割額1人6,740円、平等割額1世帯当たり5,560円、所得割額案分率は2.1%に据え置くことといたします。

介護納付金分に係る国保税の説明は以上でございます。

○武智 実会長 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

何か御意見ございませんでしょうか。ありませんか。

水田委員。

○水田恒二委員 続けて質問がないのもなんですから、最初のところからあと3回続けて右左27年、28年と同じ数字が並んでおりますので、据え置きするんは別に良いんじゃないけども、今大体最初のとこみたいに上がるのが普通じゃなかろうかと見とる中で、両方倍ということ、よしとせないかんとどうしても思うんですけど、この見通しですね、今後、こういう格好で、あとどのぐらいもちそうなんですか。結局、何年か後には上げないかんとというようなことが想定されているのならば、見通しをお聞かせいただいたらと思います。そのうち私もそちらのほうでお世話にならないかんで、年が近づいてきておりますので。私もその世代に入っておるんで、全く上がらんのやったら安心しておりますので。

○武智 実会長 暫時休憩

午後3時09分 休憩

午後3時11分 再開

○武智 実会長 再開いたします。

○泉市民課長補佐 介護納付金、国保として、全体的に全国レベルで、伊予市さんからは幾ら入れてくださいという、そういった形で今回この介護納付金分という感じについては、全国レベルでの話で伊予市の割り当てが決まって、納付金額が決まってきております。基本的には今回国が決めた割合が、以前は29%だったのが28%に下がっております、基準が。それで、横ばいというような形なんです、基本的にそれが、国のほうが助成でいくのであれば、今後もしばらくは横ばい傾向でいくのではないかと考えております。

介護保険のほうになりますと、ちょっとまた保険が別のほうになりますので、今後どのような形でいくのかはちょっと私どものほうで答えることはできませんので、御了承ください。

○武智 実会長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武智 実会長 ないようですので、以上で審議を打ち切りとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武智 実会長 以上で本日市長から諮問のありました議案についての審議は終了いたします。

ただいま審議されました議案第1号、平成28年度伊予市国民健康保険税（医療給付費分）の税率についてを諮問どおり答申することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武智 実会長 異議がないようですので、諮問どおり答申することといたします。

続きまして、議案第2号、平成28年度伊予市国民健康保険税（後期高齢者支援金分）の税率についてを諮問どおり答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武智 実会長 異議がないようですので、諮問どおり答申することといたします。

最後に、議案第3号、平成28年度伊予市国民健康保険税（介護納付金分）の税率についてを諮問どおり答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武智 実会長 御異議がないようですので、諮問どおり答申することといたします。

以上をもちまして予定いたしております議案は全て終了いたしました。

それでは、そのほかに移りますが、事務局から何かありませんか。

渡辺課長。

○渡辺健康増進課長 失礼いたします。今皆様の机のほうに、ピンクの平成28年度健康診査の御案内と、A4の特定健診、特定保健指導の実施率一覧表、それをお配りさせていただきます。これについて御説明をさせていただいたと思います。

まず、A4の白い紙のほう、特定健診受診率について御説明をさせていただきます。

生活習慣病に占める医療費の高騰を抑えるために、生活習慣病を中心とした疾病予防のために市民の皆様健康診査を受けていただき、保健指導につなげることが重要であると保健センターのほうでは考えております。毎回でございますけれども、特定健康診査の受診率については御紹介させていただいております。第2次伊予市健康づくり計画の中で、行動計画書でございますけれども、この計画書の中で、国が定めます特定健康診査等基本指針に基づきまして、平成29年度において伊予市では60%の受診率を達成するという大きな目標を掲げまして取り組んでおります。毎年度工夫を凝らしながら、対象者である方には受診勧奨をさせていただいております。

表のほうなんですけれども、平成27年度の実績見込みにつきましては、受診率25.4%です。対象者につきましては、5月に特定健診の受診券を送付させていただきました人員で7,568人、そのうち受診者は1,923人です。この1,923という数字につきましては、過去最高ではございますけれども、目標としております60%の受診率にはまだまだではござい

す。この分につきましては、まだまだであると認識しております。

次に、真ん中のほうですけれども、特定保健指導の動機づけ支援につきましては、平成27年度ですが51.2%、下の欄の積極的保健指導につきましては47.5%の実績見込みでございます。この表全てなんですけれども、10月に最終の法定報告をさせていただきますので、若干数値を変更いたします。

次に、平成28年度の健康診査の御案内のほうを見ていただけたらと思います。

裏面なんですけれども、今年度保健センターのほうの健康診査の新規事業でございますけれども、検査項目の中に歯科というのが一番最後のほうなんですけれどもございます、「New」と書いてるところですね。この歯科健診につきましては、伊予市保健センターにございます伊予市歯科保健センターというのがあるんですけれども、そちらのほうで年6回集団歯科健康検査を実施いたします。医師によります口腔内診査と歯科衛生士による保健指導を行います。そして、自己負担につきましては500円となっております。引き続き、健康医療情報を活用して包括的な保健指導を実施いたしまして、重症化予防に取り組んでまいりたいと思います。そして、重症化予防対策者につきましては、重点的に個別支援を実施し、訪問等ということで個別支援を実施していきたいと考えております。そして、がん検診につきましても、20歳の子宮頸がん検診、40歳の乳がん検診の無料クーポン事業と、さらに個別の受診勧奨の推進を図りたいと考えております。今後も一層努力をしてまいりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○武智 実会長 ただいま事務局から説明がありました点につきまして御質問はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武智 実会長 ないようですので、以上をもちまして本日の会議を閉じたいと思います。

委員の皆様におかれましては、慎重なる御審議をいただきましてまことにありがとうございました。